

令和7年分 所得税	申告受付のお知らせ
令和8年度 市県民税	
申告会場： 本宮第一中学校体育館 会議室	

1. 申告受付期間は、令和8年2月10日(火)から3月16日(月)です。

2. 申告する方は、お住いの 地区の指定日時 に会場にお越しください。

★簡単便利なスマホ申告は、国税庁「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。また、確定申告について詳しく知りたいときは、国税庁「確定申告特集サイト」をご覧ください。



月 日	午前9時～11時30分	午後1時～4時
2月10日(火)	本宮3区	本宮1区
12日(木)	本宮2区・4区	本宮5区・6区
13日(金)	本宮7区・8区	中学校参観日のため受付なし
16日(月)	本宮9区(9区東以外の地区)	本宮10区(兼谷平・栄田)
17日(火)	本宮9区東	本宮10区(栄田・葭ヶ入)
18日(水)	本宮10区(塩田・南山神・大森)	本宮11区(万世・千代田以外)・14区
19日(木)	本宮10区(10区のうち指定以外の地区)	本宮12区
20日(金)	本宮11区(万世)	本宮13区(欠下・白川・一ツ屋)
24日(火)	本宮11区(千代田)	本宮13区(指定以外の地区)・青田(館・開墾)
25日(水)	青田(日記沢・猪森・高日向・三ツ池)	青田(戸ノ内・孫市・小池・花掛)
26日(木)	荒井(三本松・大久保・西町・瀬戸川団地)	荒井(沢田・五百川・青田原)
27日(金)	荒井(まゆみが丘・下館・新介)	仁井田1区・2区・3区
3月 2日(月)	仁井田4区・5区	仁井田8区・9区
3日(火)	仁井田10区・11区	仁井田6区・7区
4日(水)	高木第1・第3	高木第2
5日(木)	高木第4・第5	高木第6
6日(金)	高木もとみや台	高木もとみや台
9日(月)	関下全地区	岩根(池ノ入・表矢沢・入矢沢)
10日(火)	岩根(みずきが丘)	岩根(みずきが丘)
11日(水)	岩根(羽瀬石・梅原・下樋)	岩根(中町)
12日(木)	岩根(上町・下町)	中学校卒業式のため受付なし
13日(金)	中学校卒業式のため受付なし	
16日(月)	全地区	

このチラシの内容や、白沢会場の確定申告日程の案内、収入のない方の簡易申告用紙等、  
本宮市のHPから確認・ダウンロードできます。詳しくは、「本宮市 確定申告」で検索



## 申告が必要な方の例

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| (1) 個人事業（自営業）や農業などの事業所得のあった方         | (6) 紹介所得がある方のうち次のような方<br>・給与の収入金額が2,000万円を超えた方<br>・給与以外に合計20万円超の所得のあった方<br>・2ヶ所以上から給与の支払いを受けた方<br>・令和7年中に退職し、その後就職しなかった方<br>・勤め先で年末調整をしなかった方 |
| (2) 不動産（土地、建物）を貸して地代や家賃収入のあった方や売却した方 | (7) 国保加入世帯で無収入などの方（住民税申告）<br><u>（収入が無い場合も住民税申告が必要です）</u>   |
| (3) 個人年金を受給していた方                     |  |
| (4) 委託料や報酬を受けた方                      |  |
| (5) 生命保険などの満期一時金や解約返戻金のあった方          |  |

## 本宮市の会場で申告される方の例

- ①医療費から保険などで補填された額を引いた額が一定以上あり、医療費控除する方  
健康保険組合などが発行する医療費の額などを通知する「医療費のお知らせ」※などを持参ください。  
※後期高齢者医療保険の医療費通知は、2月下旬より福島県後期高齢者医療広域連合から発送になります。  
「医療費のお知らせ」に記載のない医療費は、あらかじめ、「医療を受けた人ごと」・「病院ごと」にまとめ、「医療費控除の明細書」に記入してください。（記入用紙は会場にもあります）
- ②年末調整で漏れた社会保険料などを控除する方 など

## 本宮市の会場で受付できない申告の例

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ①商売や農業、不動産賃貸などの青色申告                               | ⑤住宅借入金等特別控除の1年目申告     |
| ②特定口座以外の株式・1000万円を超える株式<br>・仮想通貨やFX、為替取引などの分離課税申告 | （2年目以降は本市会場で申告いただけます） |
| ③建物を含む土地の売却などの分離課税申告                              | ⑥増改築などの住宅借入金等特別控除の申告  |
| ④修正や更正の請求などの過年度分申告                                | ⑦災害などによる雑損控除 など       |

## 申告会場へ持参（準備）するもの

- (1) 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書（運転免許証など）」
- (2) 口座振替で納税する方は、金融機関の口座番号のわかる書類（預金通帳かキャッシュカード）
- (3) 口座振替で納税する方は、金融機関届出印（通帳印）
- (4) 「確定申告のお知らせ」（税務署から送付された方）  
\*「利用者識別番号」や「所得税予定納税額」が記載されています。必ずご持参ください。
- (5) 個人事業や農業、不動産貸付などを営んでいた方は、収支内訳書（収入・経費集計済みの内訳書）
- (6) 紹介所得のあった方は、勤務先などから発行される源泉徴収票
- (7) 公的年金収入のあった方は、日本年金機構などから発行される源泉徴収票
- (8) 報酬や委託料などがあった方は、委託先などから発行される支払調書
- (9) 各種保険料（社会保険、生命保険、地震保険など）や寄附金、障害者控除などを受ける方、医療費控除を受ける方で「医療費のお知らせ」のない方などは、その証明書・領収書・明細書
- (10) 配偶者や扶養の控除などを受ける方は、配偶者・扶養親族の所得がわかる書類（源泉徴収票など）  
\*本宮市に住民登録（住民票）が無い配偶者や扶養親族の「住所」と「マイナンバー」をあらかじめメモしてご来場ください。
- (11) 繰越損失申告をする方は、昨年の申告内容を確認する必要があるため令和6年分確定申告書(控)
- (12) 国や県・市から各種給付金を受領した方は、給付額のわかる書類

確定申告に関するお問合せ先：二本松税務署 TEL 0243-22-1192 （音声案内後 → 「0」番を選択）

所得税関係の「パンフレット・手引き」などはこちらをご覧ください⇒

本宮市役所財務部 税務課 TEL 0243-24-5345（直通）

